

# 小規模飲食店の消火器設置及び 点検報告の義務化について



2016年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受けて、  
これまで消火器の設置が必要なかった延面積150㎡未満の飲食店に対して  
も、こんろなどの火を使用する設備又は器具を設けている場合は、2019年  
10月1日から、**消火器の設置が義務付けられる**ことになりました。  
(ただし、火を使用する設備又は器具に防火上有効な措置が講じられて  
いる場合は、設置の義務はありません。)

また、消火器の設置が義務付けられた飲食店については、消防法第17条  
の3の3に基づき、**6か月ごとに点検し、1年に1回消防署に報告すること  
が義務付けられます。**

- 小規模飲食店等の消火器設置義務化リーフレット  
(一般社団法人 日本消防設備安全センター (違反是正支援センター))
- 消火器の点検パンフレット (総務省消防庁)

